利 府 町 開 発 指 導 要 綱

平成29年6月

利 府 町

目 次

第1条	(目的) 1
第2条	(開発の方針) 1
第3条	(定義) 1
第4条	(適用範囲) 1
第5条	(都市計画事業等に対する協力) 2
第6条	(自然環境の保全と緑化の推進) 2
第7条	(生活環境の保全) 2
第8条	(景観への配慮) 2
第9条	(周辺住民に対する説明) 2
第10条	ミ(住居表示に対する協力) 2
第11条	ミ(地区計画等に関する協力) 2
第12条	· (事前協議) 2
第13条	ミ (設計の基準) 3
第14条	〔 (道路) 3
第15条	€(公園) 4
第16条	、 (緑地) 4
第17条	(下水道) 4
第18第	ミ(河川、水路及び調整池) 5
第19条	ミ(消防水利) 5
第20条	〔○(水道) 5

第21条	(ごみ集積所)	5
第22条	(防犯施設及び交通安全施設)	5
第23条	(その他公益施設)	6
第24条	(費用負担)	6
第25条	(公害防止)	6
第26条	(開発に関する協定書の締結)	6
第27条	(新設公共施設及び新設公益施設の管理)	6
第28条	(開発行為工事着手届出)	6
第29条	(開発行為工事完了届出)	7
第30条	(開発行為の廃止等)	7
第31条	(帰属及び寄付採納)	7
第32条	(公共施設及び公益施設の変更及び処分)	7
第33条	(権利義務の承継)	7
第34条	(開発事業者の負担軽減)	7
第35条	(要綱の遵守)	7
第36条	(補則)	8
開発指導	要綱に係る諸様式	9
開発指導	要綱の運用について	20

利府町開発指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、利府町総合計画及び都市マスタープランに基づき、計画的で魅力 ある環境共生型の都市づくりと住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(開発の方針)

第2条 開発事業者は、人と環境にやさしいうるおいとやすらぎのある良好な住環境の 創出と都市の根幹となる公共施設及び公益施設を整備し、豊かな自然環境と調和した 市街地の開発を行うものとする。

(定義)

- 第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1)建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第 2条第1号に定める建築物をいう。
 - (2) 建築 基準法第2条第13号に定める建築をいう。
 - (3)特定工作物 コンクリートプラントその他周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第1条第1項で定めるもの(第1種特定工作物)又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令第1条第2項で定めるもの(第2種特定工作物)をいう。
 - (4) 開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う 土地の区画形質の変更をいう。
 - (5) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。
 - (6) 開発事業者 開発行為を行う者をいう。
 - (7)公共施設 道路、公園、緑地、下水道、広場、河川、水路、調整池及び消防水利 施設をいう。
 - (8) 公益施設 水道、環境衛生、学校教育、社会福祉、交通安全、防犯及びその他行 政施設をいう。
 - (9)技術基準 都市計画法開発許可制度便覧(昭和45年宮城県発行)に定める開発 許可に係る技術的基準をいう。

(適用範囲)

- 第4条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。) 第29条第1項第1号に定める宅地造成、レジャー施設、ゴルフ場等の開発行為に対 し適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、法第29条第1項第2号から第11号までに掲げる開発行為に対し適用することがある。

(都市計画事業等に対する協力)

第5条 開発事業者は、都市計画事業及び町で計画する事業が、開発区域又はその周辺 の地域にある場合は、当該事業の用地を確保しなければならない。

(自然環境の保全及び緑化の推進)

第6条 開発事業者は、自然環境の保全及び緑化の推進のための措置を講じなければならない。

(生活環境の保全)

第7条 開発事業者は、当該開発行為の実施に当たり、周辺の住民の健康を守り、安全かつ快適な生活環境の保全に努めなければならない。

(景観への配慮)

第8条 開発事業者は、緑豊かな美しい景観に配慮した開発行為を行い、良好な市街地 の環境の形成に努めなければならない。

(周辺住民に対する説明)

- 第9条 開発事業者は、第12条の協議を行う前に開発区域の周辺住民に対し、適切な 方法により、予定される開発行為の内容を周知しなければならない。
- 2 開発事業者は、周辺の住民から説明を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 開発事業者は開発事業により、周辺に被害が生じた場合は、これを補償するものと する。

(住居表示等に対する協力)

- 第10条 開発事業者は、地方自治法(昭和22年法律67号)第260条第1項の規 定による字の区域等の変更等について、町に協力しなければならない。
- 2 開発事業者は、行政区の変更等について、町に協力しなければならない。

(地区計画等に関する協力)

第11条 開発事業者は、その開発区域内における建築物の敷地、構造、用途、形態、 意匠等について、地区計画等(法第12条の4第1項に掲げる計画をいう。)の策定 に協力しなければならない。

(事前協議)

第12条 開発事業者は、法第32条の規定に基づく協議とは別に、開発行為の計画等について開発行為等事業計画事前協議書(様式第1号)、設計説明書(様式第2号)、既存の公共施設管理者の同意願(様式第3号)、新設公共施設管理予定者等との協議書(様式第4号)その他必要な書類等を町に提出し、協議するものとする。これを変

更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の協議の終了後、町の意見及び手直し事項等に対して、対応方針届出書(様式 第5号)により提出するものとする。

(設計の基準)

- 第13条 開発行為の設計の基準については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 開発区域内の予定建築物は、法第8条第1項第1号の規定による用途地域又は法 第12条の5第7項第2号の規定による建築物等の用途の制限に適合しているこ と。
 - (2)公共施設及び公益施設は、土地利用上適切に設置すること。
 - (3) 宅地分譲を目的として行う開発行為は、1区画の面積を165㎡から230㎡までを標準とすること。
 - (4) 開発区域及びその周辺の地盤が軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれの多い土地、その他これらに類する土地であるときは、地盤改良、擁壁の設置及びその他の 工法により安全な措置を講ずること。
 - (5) 自己用以外の住宅の用に供する開発行為は、開発区域の人口基準を計画戸数1戸 当たり3.5人として計画すること。

(道路)

- 第14条 開発行為により設置される道路は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 開発区域内の幹線道路、補助幹線道路及び区画道路の配置並びにその構造については、技術基準又は利府町道の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年利府町条例第4号)に基づき県及び町と協議すること。
 - (2) 開発区域及びその周辺の土地の地形及び利用の態様等を勘案し、支障がないと認められる場合は、道路の幅員を緩和することができる。ただし、緩和幅員については、技術基準に基づき県及び町と協議すること。
 - (3)都市計画決定されている道路又は町で新設及び拡張の計画が立案されている道路がある場合は、その計画に適合させ、有機的に交通機能が発揮できるようにすること。
 - (4) 開発に関連する都市計画道路及び町道等への接続については、技術基準に基づく 隅切りを設置すること。
 - (5) 道路は袋路状としないこと。ただし、次のいずれかに掲げるものは、この限りではない。
 - ア 道路の延長が35m以下のもの
 - イ 終端及び35m以内毎に自動車が転回するのに支障のない転回広場を設けた もの
 - (6) 道路構造物は、次のとおりとすること。ただし、詳細については町と協議すること。
 - ア 道路の雨水等を有効に排出するための側溝、街渠その他適当な施設を設けるこ

と。

- イ 道路には必要な防護施設及び照明施設を設けること。
- (7) 開発行為の計画等を勘案し、開発区域外の道路の改良又は修繕の必要があると町が認めた場合は、当該道路管理者と協議の上、開発事業者の負担で整備すること。

(公園)

- 第15条 開発行為により設置される公園は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)低湿地、架線下、その他危険な場所を避け、安全かつ有効に利用できるような場所でゆとりとやすらぎある公園とすること。
 - (2) 開発区域内に都市公園又は町で計画する公園が立案されている場合は、これに整合する計画であること。
 - (3) 0.3 ha以上の開発行為は、開発区域面積の3%以上の公園用地を確保すること。 ただし、自己の居住の用に供する住宅の建築を目的で行う開発行為については、こ の限りでない。
 - (4) 前号の場合において、公園一箇所当たりの面積は200㎡以上とすること。
 - (5) 公園の整備は町と協議の上、開発事業者の負担において行うこと。
 - (6)住宅地開発以外の開発行為で設置される公園及び用地の管理は、開発事業者の責任において行うこと。

(緑地)

- 第16条 開発行為により生じる緑地は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 自然的景観を呈し、やすらぎや憩いの場に利用できるものであること。
 - (2) 開発区域内に都市緑地又は町で計画する緑地が立案されている場合は、これに整合する計画であること。
 - (3)周辺の地域の環境を保全するため、主として樹林地を対象とする開発行為は、森林法(昭和26年法律第249号)による開発規模に応じた緑地を確保すること。
 - (4) 法面を張芝等により緑地とする場合は、技術基準に基づき整備すること。

(下水道)

- 第17条 開発行為により設置される排水施設は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)公共下水道事業計画に適合し、かつ、分流方式で計画し、町と協議の上、開発事業者の負担において排水施設を設置すること。
 - (2)排水施設の施工については、下水道法(昭和33年法律第79号)の規定による こと。
 - (3)公共下水道事業計画より先行して開発行為を行う場合は、町と協議の上、排水施設を設置すること。
 - (4)前号により設置された排水施設の供用開始されるまでの管理は、町と協議すること。

(河川、水路及び調整池)

- 第18条 開発行為により改修又は設置される河川、水路又は調整池は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 自然的及び地形的な条件を十分に勘案し、水質の保全に配慮しながら、開発区域 内外にわたり必要な河川、水路等の改修及び調整池は開発事業者の負担で設置する こと。
 - (2) 開発行為により、かんがい用水源の枯渇を招くおそれのある場合は、それに代わる水源確保するための施設を設けること。
 - (3) 排水を河川及び水路等に放流する場合については、その管理者及び利害関係者と 協議し、適切に管理できる排水施設を設置すること。
 - (4)調整池の設置については、宮城県の防災調整池設置指導要綱(平成4年宮城県告 示第434号)に基づき県及び町と協議すること。

(消防水利)

- 第19条 開発行為により設置される消防水利は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)住民の生命及び財産を災害から保護し、被害を軽減するため利府町地域防災計画 に適合するよう計画すること。
 - (2) 消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項に規定する消防水利の基準 に従い、消火栓及び防火水槽を設置すること。
 - (3) 防火水槽の構造については、鉄筋コンクリート造の地下埋設型であり、漏水防止が完全施工されている耐震性防火水槽とすること。

(水道施設)

第20条 開発区域内外に水道施設を設置する場合は、町と協議の上、開発事業者の負担で設置すること。

(ごみ集積所)

- 第21条 開発行為により設置されるごみ集積所は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)原則として戸建住宅にあっては30戸ごとに一箇所とし、町と協議の上適正な位置に設置すること。
 - (2) 面積については、6㎡を基準とすること。
 - (3) 戸建住宅が30戸未満の場合及び集合住宅の場合にあっては、その規模により必要なごみ集積所の数及び面積を町と協議の上適正な位置に設置すること。
 - (4) 構造については、恒久的な構造物とし、町と協議すること。

(防犯施設及び交通安全施設)

第22条 開発事業者は、町及び関係機関と協議の上、防犯施設及び交通安全施設を設置するものとする。

(その他公益施設)

- 第23条 開発事業者は、開発行為の規模及びその周辺の状況を勘案して、必要な公益 施設の整備及び用地を確保し、その配置、規模等について町と協議すること。
- 2 前項の規定によらない場合は、応分の負担をすること。

(費用負担)

- 第24条 開発事業者は、5ha以上の開発行為に伴う公共施設及び公益施設の整備に係る費用負担を次に定める項目について、町と協議し負担するものとする。
 - (1)都市計画道路施設整備負担金
 - (2) 公共下水道処理負担金
 - (3) 廃棄物処理負担金
 - (4) 教育施設整備負担金
 - (5) その他の負担金
- 2 利府町水道事業開発負担金については、利府町水道事業給水条例(昭和54年条例 第10号)に定めるところによる。

(公害防止)

- 第25条 開発事業者は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等が発生するおそれ のある場合においては、公害関係法令に定められた基準を遵守するとともに、周辺住 民の迷惑とならないよう町と公害防止協定等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 開発事業者は、汚水等を公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) 第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に排出する場合においては、合併処理 浄化槽等の排水処理施設を設置し、汚水等を浄化して排出しなければならない。
- 3 開発事業者は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条に規定する環境基準の達成に努めなければならない。

(開発に関する協定書の締結)

第26条 町と開発事業者は、当該開発行為に関し、この要綱に基づく協議の内容を証するため協定を締結するものとする。

(新設公共施設及び新設公益施設の管理)

第27条 開発行為により新たに設置される公共施設及び公益施設のうち、町に帰属又 は寄附される施設の維持管理については、町と当該施設の維持管理協定を締結するも のとする。

(開発行為工事着手届出)

第28条 開発事業者は、工事に着手しようとするときは、町に対して工程表を添えて 工事着手届出書(様式第6号)により届け出なければならない。 (開発行為工事完了届出)

- 第29条 開発事業者は、工事が完了したときは、着工前及び着工後の写真を添えて工事完了届出書(様式第7号)により届け出なければならない。
- 2 町は、前項の規定による届出があったときは、当該工事が開発許可及び協定書の内容に適合しているかを検査し、適合すると認めた場合は、知事に進達するものとする。
- 3 町は、前項の規定による検査の結果、適合していないと認めた場合は、開発事業者 の負担において工事の手直しを命ずることができる。

(開発行為の廃止等)

第30条 開発事業者は、開発行為を廃止し、中止し又は再開しようとするときは、速 やかに開発行為に関する工事の(廃止・中止・再開)の届出書(様式第8号)により 町に届け出なければならない。

(帰属及び寄附採納)

- 第31条 開発行為により設置される新設公共施設、公益施設及び付帯施設は、無償で町に、帰属願い(様式第9号)及び寄付採納願い(様式第10号)により、帰属又は 寄附するものとする。
- 2 町に帰属又は寄附する時期については、法第36条第3項に規定する完了の公告を した日の翌日とし、その図書については、法第36条第1項に規定する完了の届出の 時までに整理するものとする。

(公共施設及び公益施設の変更又は処分)

第32条 町は、町に帰属又は寄附された公共施設及び公益施設について、必要と認め た場合は、その用途を変更又は処分することができる。

(権利義務の承継)

第33条 開発事業者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続 する法人若しくは合併により設立された法人は、当該開発行為の権利義務を承継する ものとする。

(開発事業者の負担軽減)

第34条 町は、地価抑制又は開発事業者の負担軽減を図るため、町が必要と認める場合には、この要綱の一部を軽減し又は免除することができる。

(要綱の遵守)

第35条 町は、この要綱に遵守しない開発事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

(補則)

第36条 この要綱に定めのない事項については、その都度協議の上定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、開発行為の許可を受けた開発行為及び協議中の開発行為については、なお従前の例による。

(利府町開発指導要綱の廃止)

3 利府町開発指導要綱(利府町告示平成元年第10号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、開発行為の許可を受けた開発行為及び協議中の開発行為については、なお従前の例による。

開発指導要綱に係る諸様式

開発行為等事業計画事前協議書

年 月 日

利府町長 殿

住 所申請者

氏 名 印

利府町開発指導要綱第12条の規定に基づき、下記内容について事前協議願います。

事業	名	称						
開 発 地 名	区 域 地	の 番	利府町					
開発区	域面	積				m²		
予定建築物の用途								
自己の居住又は業務の用 に供するものか否かの別								
計画戸数又は計画区画数					戸			
計画	人	П				人		
設計者	住	所						
双 川 1	氏	名					()
工事施工者	住	所						
工事心工石	氏	名					()
工事着手予定年月日			年	月	目			
工事完了	予定年	月日		年	月	日		

設 計 説 明 書

開	発の	目的	及	び											
設	計の	基本	方	針											
都	市計	画	区	域											
用	途	地	ı	域											
	の他接づく			に 項											
土		宅	地	用	地		公共	・公益	施設	用地		7	as lile	⇒ 1	
地	区分	一般	宅地	そ	の他	道	路	公	園	その何	也	7	の他	計	
利	面積														
用	割合														
区	域 接	続	道	路							泉泉		幅員		
下	水道:	処 理	区	域	内	· 外	. (<	み取り	• 集	中浄化	槽・	戸別	浄化	曹・その他)	
	種		另	IJ		概			要		土	土地の	帰属	管理予定者	之]
公共											7	有・	無		
· 公											7	有・	無		
益施設											7	有 •	無		
整備											7	有・	無		
計画											7	有・	無		
											7	有・	無		

既存の公共施設管理者の同意願

年 月 日

利府町公共施設管理者 利府町長

殿

住 所

申請者

氏 名

印

都市計画法第29条の規定に基づく開発行為を行うにあたり、利府町の管理に属する都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2の規定による下記の公共施設について、開発の設計に従い同意願います。

公 共 施 設 名	
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	利府町
同 意 の 内 容	
既存公共施設の現況	
整備計画の内容	

様式第4号(第12条関係)

新設公共施設管理予定者等との協議書

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称			
公共施設の名称		公共施設の規模 (幅員,延長等)	
協議項目	協議内容	協議結果(条件)	
管理者となるべき者			
土 地 の 帰 属			
費 用 の 負 担 (法第40条第3項)			
そ の 他			
	開発許可の申請者	住所	
協議年月日		氏名又は名称	印
年 月 日	協議の相手方	住所	
	(管理予定者)	氏名又は名称	印

対 応 方 針 届 出 書

年 月 日

利府町長 殿

住 所申請者

氏 名

印

利府町開発指導要綱第12条第2項の規定に基づき協議の結果、下記のとおり提出します。

条	件	•	意	見	対	応	方	針

工事着手届出書

年 月 日

利府町長 殿

住 所 届出者 氏 名

印

下記のとおり工事に着手したいので、利府町開発指導要綱31条の規定により届け出ます。

			年月日 番 月		年	月	日	宮城県()指令第	号
開発区域に含ま れる地域の名称										
工事着手年月日			∃							
工事完了年月日		∃								
工	工事	事	住	所						
施	行	者	氏	名						
現	現	場	住	所						
管	理	者	氏	名						

工事完了届出書

			年	月	日
利克町長	₩				
利府町長	殿				
	住	三所			
	届出者				

氏 名

印

下記のとおり工事が完了しましたので、利府町開発指導要綱第32条の規定により届け出ます。

- 1. 工事完了年月日 年 月 日
- 2. 工事を完了した開発区域 又は工区に含まれる地域の名称

受 付 番 号	年	月	日第		号
検査年月日		年	月	日	
検査結果		合	•	否	
検査済証番号					
条件・意見等 (手直し)					

開発行為に関する工事の(廃止・中止・再開)の届出書

年 月 日

利府町長

住 所

申請者

氏 名

印

下記のとおり(廃止・中止・再開)したいので、利府町開発指導要綱の第33条の規定により届出ます。

1. 開発行為に関する工事の(廃止・中止・再開)した年月日

殿

年 月 日

- 2. 開発行為に関する工事の (廃止・中止・再開) に係る地域の名称
- 3. 開発行為に関する工事の(廃止・中止・再開)に係る地域の面積

備考

添付図書

- 1 開発区域内土地権利者借地説明書
- 2 防災措置計画書
- 3 現地写真
- 4 その他町が必要と認める図書

帰	属	願	11

年 月 日

利府町長 殿

住 所

申請者

氏 名 印

利府町開発指導要綱第31条の規定に基づき、下記公共施設を帰属します。

- 1. 開発区域の所在地
- 2. 帰属の対象となる新設公共施設
- 3. 帰属の対象となる不動産の表示
- 4. 添付図書

寄	附	採	納	願	L)
ĦJ	141.7	175	MY I	沙只	۷.

年 月 日

利府町長 殿

住 所

申請者

氏 名 印

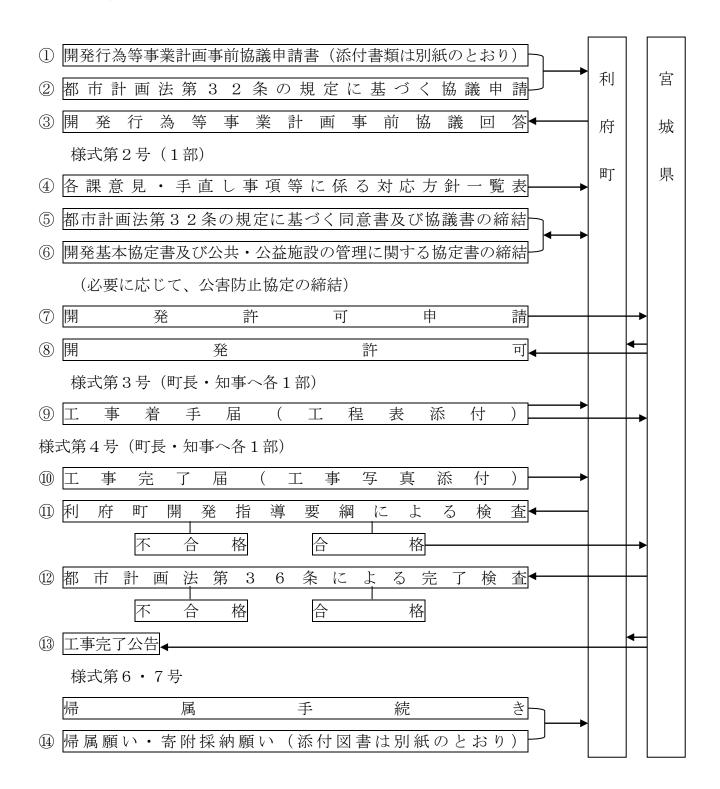
利府町開発指導要綱第31条の規定に基づき、下記公共施設を寄附します。

- 1. 開発区域の所在地
- 2. 帰属の対象となる新設公共施設
- 3. 帰属の対象となる不動産の表示
- 4. 添付図書

開発指導要綱の運用について

申 請 者

様式第1号(各1部)



事前協議に必要な書類・図面

添付	添付書類	様式	目 的 別		
順			自己外	自己居住	自己業務
1	開発行為等事業計画事前協議書	1	0	0	0
2	設計説明書	2	\circ	×	0
3	資金計画書		\circ	×	0
4	既存の公共施設管理者の同意願(複数の場合一 覧表)	3	0	0	0
5	新設公共施設管理予定者等との協議書(複数の 場合一覧表)	4	0	0	0
6	権利者の同意書		0	0	0
7	開発区域内の土地登記簿謄本及び公図の写し		0	\circ	0
8	設計者資格証明書(1 ha以上のみ)		\circ	\circ	0
9	申請者及び工事施行者法人の場合は登記簿謄本		\bigcirc	\cap	\bigcirc
	個人である場合は住民票				Ü
10	申請者の資力等に関する書類(1 ha以上のみ)		0	×	0
11	工事施行者の能力に関する書類(1 ha以上のみ)		0	×	0
12	その他町が必要とする書類等		0		
13	開発区域位置図		0		
14	開発区域区域図		0		
15	現 況 図		0		
16	土地利用計画図			0	
17	造成計画平面図			0	
18	造成計画断面図			0	
19	排水施設計画平面図			\circ	
20	給水施設計画平面図			0	
21	がけの断面図		0		
22	擁壁の断面図		0		
23	求 積 図		0		
24	排水施設構造図		0		
25	その他町が必要とする図面等		0		

※登記簿謄本・住民票等を除きA4版とする。(図面についてはA4版に折込)

※登記簿謄本・住民票等の証明書類は、3ヶ月以内の発行のものを原則とする

※様式・図面の縮尺等については都市計画法及び国土交通省令に定めるところ

帰属手続き

1 手続きに必要な書類・図面

丁州でに必要な首規「四回					
帰 属(公共施設)	寄附採納 (公益施設)				
1. 帰属願い	1. 寄附採納願い				
2. 帰属証書	2. 寄附証書				
3. 土地所有権移転登記承諾書					
4. 位置図	I. 位置図				
5. 土地利用計画図					
6. 実測図					
7. 帰属、寄附採納者の登記簿謄本					
8. 帰属、寄附採納者の印鑑証明					
9. 帰属、寄附採納する土地の土地登記	記簿謄本				
10. 帰属、寄附採納する土地の公図					

- ※1 提出部数は関係各課分用意すること。
- ※2 上下水道施設については、上下水道課と別途協議すること。
- ※3 台帳にあたっては、各担当課と協議の上作成すること。
- 2 帰属に係るフロー

都市整備課 まちづくり戦略係へ帰属・寄附採納関連図書を提出

都市整備課 まちづくり戦略係より、施設の各担当課へ連絡

担当課から財務課へ登記手続きの依頼

財務課から法務局へ手続き(所有権移転登記)

2 帰属する施設を管理する担当部署

都市整備課	道路・公園・緑地・水路等
生活安全課	ごみ集積所・消防水利施設